

〈2〉 証明書の取得までの手続きについて

1. 申請者登録（サイン登録）

岸和田商工会議所の会員・非会員（一般）を問わず、貿易関係証明を必要とする申請者は全て、事前に申請者登録（サイン登録）が必要です。登録の有効期間は2年間です。

[詳細はこちらをご参照ください。](#)

2. 申請書類の作成

証明の申請の際、書類は申請者が各自で作成していただきます。一般の「非特惠原産地証明」は所定の用紙（当所にて販売：1冊100枚綴り／¥1,100-(消費税込み))で作成することになっています。

3. 証明の発給申請・手数料納入・受給

典拠書類を含む申請書類一式をセットにして岸和田商工会議所までご持参ください。

証明終了後、当所の控え分（COPY）と典拠書類を除いた書類一式をご返却いたします。

その際に、所定の手数料を現金にて納入いただきます。

申請にあたっての主な注意事項

- ・当所の証明サインは、領事査証や信用状等の指示で必要な場合を除き、原則としてラバーサインにて行ないます。
- ・代理（For）サインは、インボイス証明を除き、一切認められません。必ず登録済みの署名者ご本人がサインしてください。
- ・いずれの証明も、必要な部数に当所の控えとして1部加えた部数で申請してください。
※1件分の手数料で最大5部（ORIGINAL）+当所控え1部（COPY）の6部まで申請できます。